

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24510378

研究課題名(和文)性産業で働く人びとの安全と人権を守る対策の研究

研究課題名(英文) Research for measures to protect safety and human rights of workers in the sex industry

研究代表者

青山 薫 (Aoyama, Kaoru)

神戸大学・国際文化学研究科・教授

研究者番号：70536581

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,200,000円

研究成果の概要(和文)：2005年風営法改正らしいの繁華街「クリーンアップ」(取り締まり強化)が進み、調査の要であるアウトリーチやピアエデュケーションに積極的に反応する人は、風営法届け出事業の中でも条件の良い店舗で働く人に偏っていることが明らかになった。合法性産業の二極化が進み、「クリーンでない」店舗等で働く人の脆弱性が高まったと言える。不法就労の外国人についても、外界と接触を避ける傾向が強まり脆弱性が高まっていた。各国当事者団体とWHO等一部国連機関の、性労働者の脆弱性を高める性取引犯罪化は避けるべきとの主張に照らしても、性労働者の権利と安全を守るためには、取り締まり強化を避けるべきであると本研究は結論した。

研究成果の概要(英文)：The major findings of this research are as follows: after the 2005 amendment of Entertainment Businesses Law, the so-called 'clean-up' strategies, or more stringent policing, had been spread in the target red-light districts; those who responded positively to our outreach and peer-education methods were mostly the ones working for sex parlors with better conditions; this could be showing that those who were working in so-labeled 'not-clean' premises became more vulnerable in the new division within the legal section of the sex industry; and undocumented foreign sex workers developed even stronger tendency to avoid contacts with outsiders.

The result coincided with the argument of sex-worker organisations in other countries and some UN organisations, including WHO, stating that criminalising sex trade leading to make sex workers more vulnerable should be avoided. Thus, this research concluded that stringent policing should be avoided in order to protect sex workers' rights and safety.

研究分野：社会学

 キーワード：セックスワーク セックスワーカー 性風俗産業 人権 参加行動調査 社会的排除 人身取引対策
国際比較

1. 研究開始当初の背景

本研究は、主に以下(1)と(2)の直前の研究の成果を経て、残された課題を追究するものとして開始された。

(1) 文部科学省科学研究費助成事業(挑戦的萌芽研究)「グローバル性取引:『人種差別』の影響と当事者の視座をもつ対策」(2009～2010年度)

本研究代表者の青山がやはり代表者として行ったこの研究は、性取引に従事する移住労働者(移住性労働者)が置かれた状況を、「人種差別」を鍵に説き明かし、諸外国の「売買春」政策、人身取引対策、国内国際法政策と対比して、今後の当事者の権利擁護、関連教育研究・政策提言分野に貢献することを目的とし、主に以下の3点を明らかにした。すなわち、移住性労働者と日本国籍の性労働者との法的処遇の違いが、日本の性産業における前者の脆弱性を高めていること、それを経営者も客も意識しているため、前者の労働条件は悪くなること、そして、これらのことが、移住外国人を媒介にして人身取引対策とつながる諸外国の売買春政策において考慮されるべきであること、である。

(2) 厚生労働科学研究費補助金(疾病・障害対策研究分野エイズ対策研究)「個別施策層(とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV感染予防対策とその介入効果に関する研究」(代表者:大阪府立大学東優子・2009～2011年度)

この研究で青山は、分担研究者として、「セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及に関する研究」を担当し、以下の知見を得た。

当事者・支援者団体との協働について、時間的に長い視野をもった研究体制が必要であること、日本人と移住者それぞれの法的立場に応じた、性感染症予防あるいは保健行動に対する介入プログラムが必要であること、当事者同士の連携を促し、スティグマを軽減する包括的なアプローチが必要であること、とにはピアエデュケーションが有効であろうこと、にもかかわらず、法規制の強化によって、調査者が対象者に接近する困難度が増していること、関連研究、対策、政策決定のすべての過程に当事者が参画できるアプローチの開発が重要であること、などである。

上記2件の研究は、当事者・支援者団体との協働(参加行動調査)という共通の方法を採用し、日本においてとりわけ強い社会的排除やスティグマに直面する性労働の調査においては、その困難を共有する当事者の参画が欠かせないことを確認した。2件の成果において重なっていたのは、保健行動は権利擁護・強化の一環であり、当事者が現在の脆弱性を克服してそこへ向かうには、関連法

規制の強化が障害になること、もともと不法性・脆弱性の高い移住性労働者の場合には、この障害もより顕著になること、の2点であった。

反省点としては、接近困難な移住正労働者に対する調査が量的にも質的にも十分でなかったこと、性労働者の人権と健康や安全を守るための障害と人身取引対策との関係が窺われながらも、十分に追究できなかったこと、政策提言等までを行っていくには、より具体的な現状の把握と考察が必要であること、～を克服するために、方法論の精緻化が必要なことが挙げられ、これらが、この後の研究の課題となった。

2. 研究の目的

したがって、本研究は、上記1.の背景をふまえ、以下の4点を目的とした。

日本の性産業で働く人びとの法的・社会的処遇および労働条件が、当事者の安全と人権にどのように影響しているかをより詳細に明らかにすること、の過程で、法規制の問題、スティグマあるいは社会的排除の問題、不可視化の問題に関する議論を深め、当事者の労働条件の改善の障害が何かを具体的に指摘すること、人身取引禁止をめざす国内外の政策が性産業一般の取り締まり厳格化に結びつく動向に注目し、犯罪としての人身取引を禁止する法政策が、人の移動、労働、職業選択の自由を制限し、その自由と権利を行使しようとする人を罰する結果をもたらしている危険について検証すること、

以上に関連して注目すべき政策をもつ、スウェーデン、ドイツ、英国、韓国、タイ、オーストラリアなどの各国の政策や当事者の見解を比較し、日本社会がこの分野で進むべき方向を探ること、である。

3. 研究の方法

そのために本研究が採用した方法は、職業研究者のみが計画実行する従来の調査研究ではなく、ある社会問題の当事者自身がその問題に関して行う活動に研究者が参加し、その活動のなかで当事者と一緒に調査をする、「参加行動調査」法である。

具体的には、2006年以来青山が調査協力関係にある、性風俗産業で働く人びとと支援者からなる自助団体SWASHの協力を仰ぎ、過去の調査研究の反省とSWASHの経験から、一次調査について次の2つの方法を採用した。

当事者が性風俗産業の現場に出かけて行って、そこで同様に働く人びとと出会い、信頼関係を形成し、相談の機会をつくる「アウトリーチ」、仕事における危険や権利侵害を避けるための技術や知識を、当事者同士が伝え合う「ピアエデュケーション」、とについての協力者および代表者の記録(アウトリーチノート等)の質的分析である。

アウトリーチは、社会福祉や政策実践の現場でよく使われる手法であり、当事者の立場

から当事者の安全と人権を確立・保護する対策を見出すのに適している。ピアエデュケーションは、スティグマを負わされる当事者に警戒心を抱かせることなく調査を行い、双方向的に具体的な課題や解決策を見出すために不可欠な方法である。また、これらについての記録は、非正規・脱法状態にあるために接近困難で、会って話を聞くことができても録音もメモを取ることも許さない人びと、とくに移住性労働者のいわゆる「生の声」にもっとも近い記録であり、その分析を日本人当事者と共に行うことで、社会的排除を受ける人びとについての実証研究における困難の克服をめざした。

から を行う際には、TAMPWP（移住性労働者の HIV/STI 予防と健康増進のための欧州ネットワーク）が、EU の助成を受けて実施した、EU 外からの移住者と本国人性労働者の実態別地域分布調査のためのチェックシートを応用した。

なお、当初の計画では予定していなかったアンケート調査も、主に日本人が働く合法店舗に限った小規模なものではあるが、行うことができた。これは、SWASH のアウトリーチを始めとするアドボカシー活動から派生して、ある性風俗産業チェーン店および NHK 制作局の協力を得て実現したものである。

二次調査については、国内外の関係法制度等の文字資料を検証する他、やはり SWASH と協働して、他国の同様の活動・調査研究を行っているグループや関係専門家等との情報交換を行い、その活動自体と記録を主要な調査研究および考察の対象とした。

具体的には、性労働者が当事者（個別施策層）として集う、バンコックで開かれたアジア太平洋国際エイズ会議とメルボルンで開かれた世界エイズ会議への参加、および、代表者の英国出張、韓国からの当事者団体の訪日の際に、各国の状況について聞き取りを行った。スウェーデンとドイツ他を訪問するには財源不足であったため、上記国際会議や東京他国内で機会を得た際に、関係者へのできるだけの聞き取りを行った。

4. 研究成果

アウトリーチとピアエデュケーションを行った地域は、東京とその近郊および大阪市内のほかに、札幌市内、福岡市内を加えた 12 の繁華街で、代表者青山と SWASH の担当者延べ 6 人が、ほんの少しの時間でも顔を見て話すことができたのは、55 人の外国人 SW と 48 人の日本人 SW、および、性風俗店店主、オーナー、男・女従業員など複数の関係者である。出身地等詳細な情報を訊くことができない、あるいは聞いても答えない人が多かったため、「外国人」の国籍等の内訳は不明であり、「日本人」は特別永住者を含んでいた可能性もある。学歴や年齢などの属性の内訳も不明であり、この事情は性労働者以外の関係者についても同様である。

しかし、アウトリーチとピアエデュケーションのほんらいの目的である、現場を見て相談を聞き出し、困難を避ける技術や情報を相互に伝え合う過程で、前述した ~ の研究目的に照らして、以下のことが明らかになった。

(1) どの地域でも、2005 年の風俗営業法改正以降、繁華街の「クリーンアップ作戦」が進んでおり、そもそもアウトリーチやピアエデュケーションに積極的に反応する人は、風俗営業法上の届け出事業のなかでも、「クリーンアップ」に協力し、業界を「健全化」する方針を打ち出している事業体で働く人、および、経営側に属する人に偏る傾向があった。このことは、次の 2 点を表わしている。

性風俗業界内では、風俗営業法で規制・管理された合法事業の中でも、売春防止法で禁止されている「性交」が行われる、いわゆる「グレイエリア」があることはよく知られている。しかし、現在、合法事業の内とくに店舗型の業者で、字義通り「性交」（ホンパン）を提供せず、たとえば客引きの禁止など、他の法規制についても字義通り遵守することを看板に、地域の自治体、警察、商工会議所などとも積極的に協力する「クリーン」な事業体が、みずから「グレイエリア」から区別するようになってきている。

の「クリーン」な事業体と、「その他」の店舗や業態の二極化が進んだ。の事業体で、性労働当事者ばかりでなく一部の経営者や従業員の間でも、危険な行為としてよく認識されている「ホンパン」（とくに保護なしで行われるいわゆる「生ホンパン」）が避け易くなったことは労働者にとって好条件である。しかし、他の、たとえば保護なしのフェラチオなど、危険かつ精神的負担が大きいと言われるサービスが無くなったわけではない。むしろ、「性交」を提供しない「合法」性こそが、このようなサービスを性労働者が提供せざるを得ない条件になっている場合もあった。つまり、売春防止法と風俗営業法を遵守するだけでは、当事者の安全を守る対策にはならないのである。

また、性風俗産業の二極化によって、労働者にとってのよりよい選択肢が増えたとも言いきれない。社会全体の問題として大きくなってきた女性の貧困および不景気、1. で挙げたこれまでの研究でも注目されていた、性風俗の仕事に対する抵抗感が一般に薄れてきたことなどと連動し、条件の悪い仕事も「クリーン」でない事業体も、そこでしか収入を得られない人、そこで働く必要のある人を惹きつけ続けており、しかも性労働者の収入は減少傾向にある（後述アンケート参照）。一定の人びとにとって、「クリーンアップ作戦」によって性風俗産業内部でも切り捨てられる形で、ピアエデュケーションなどに接する数少ない機会も制限され、脆弱性は高まっていることが考えられる。

しかしながら、3. で触れたアンケート調査によれば、「クリーン」な事業体では、とくに収入面で、労働者にとってエンパワメントになると思われる条件も提供されていることが明確になった。2013年9月に、札幌、埼玉、東京の店舗型ヘルスチェーン店 21 店舗で 194 票を回収し、うち 150 票を集計したこの調査の結果概要は、次の通りである。

- ・回答者全員が女性
- ・平均年齢 30.9 歳
- ・働く目的は、
 - 「生活のため」28.7%
 - 「貯金のため」22.7%
 - 「より良い収入のため」15.3%
 - 「借金返済のため」9.3%
- ・最終学歴は、
 - 高卒 36.7%
 - 短大卒 10.7%
 - 専門学校卒 10.7%
 - 大卒 10%
 - 中卒 3.3%
 - その他無回答
- ・全体の 20.7% に子どもがいる
- ・全体の 13.3% がシングルマザー
- ・月平均勤務日数 13.3 日
- ・平均日勤時間 6.5 時間
- ・平均接客数は 1 日 4.2 人
- ・風俗の平均月収 34.1 万円（*参考：同時期 30 代前半男性平均月収は 35.9 万円）
- ・風俗以外の平均月収 14.3 万円
- ・前職の平均月収 19.1 万円（*参考：同時期 30 代前半女性平均月収は 24.8 万円）

ここから、浮かび上がってくる近年の平均的「風俗嬢」像は 前職の給料が同年代女性の平均よりかなり低く、子どもがいたり、シングルマザーであればなおさら、食べていくのが精いっぱい、その状況を改善するため、何よりも現在の生活と将来に備えた貯金のために性風俗の仕事をする、同世代女性平均よりもやや学歴が低い 30 代になったばかりの女性。そして、そんな彼女でも、性風俗の仕事に就いて、1 日 6.5 時間月の半分働きをすれば同年代の男性平均に並ぶ稼ぎが手に入り、残る時間でダブルワークをしてまた貯金をし、子どもの世話をする時間も確保できるようになった、というものである。

会話の中でも、労働条件や社会的処遇について、上のような描写をした人が散見された。

好条件の下で働く人たちも、華美な暮らしをしているわけではない。彼女たちの収入は、10 年前の類似条件の「風俗嬢」の調査に比べると約半分である（要・水嶋、2005、『風俗嬢意識調査』ポット出版参照）。それでも、彼女たちにとって性風俗産業で働くことは、とくに金銭的・時間的条件が良ければ、何らかの機会に生じた不利益を埋め合わせ、同世代の平均的な生活水準に追いつくために役立つと言えるだろう。

(2) 一方、性風俗産業で働くこと自体がまず出入国管理法に違反する資格外（不法）就労であるため、日本人より脆弱性が高い移住者については、1. で挙げた過去の調査に比べても、外界との接触を極力避ける傾向が強まり、したがって、脆弱性もさらに高まっていると思われた。

55 人の移住性労働者のほとんどは、日本人性労働者や支援者によるアウトリーチであっても、自分の仕事の関係者意外と話をすることを嫌っていた。その中で、みずからの労働条件等についてやや詳しい話をしてくれた人が 8 人おり、加えて、移住労働者を雇っている店舗のドアマンやドライバー、経営者、雇われ店長などからも少しずつ聞き取りをすることができ、以下の概要を把握することができた。

いわゆる「韓国デリヘル」、「中国デリヘル」と呼ばれる脱法性が疑われる店舗では、アウトリーチの試みはほぼ門前払いを受けた。しかし、SWASH が別の調査協力の際に作成した安全に仕事をするためのマニュアルや性感染症予防の情報を、「客が喜ぶサービス」やメイクの仕方等、直接仕事上の実利に結びつくような提案と結びつけて提供したり、一緒に食事をしたりカラオケに行ったりしたついでに提供した場合には、2 度目の訪問が許されることもあった。会話に応じてくれた 8 人は、いずれもこういった機会に応じてくれた人たちで、話を始めれば日本における性風俗産業の状況とみずからの処遇について、きちんと言語化された意見をもっていった。

それは多様なものだった。たとえば、ある人は、お金が必要でこの仕事をせざるを得ない外国人を惹きつける取引を成り立たせておきながら、国としては初めから不法就労の立場に立たせ、利用客はその弱みに付け込んで「生ホンバン」などの理不尽を迫るというシステム全体の、非人間性と差別性に憤った。またある人は、とにかく短期間でお金を稼ぐ目的を達し得る日本の正風俗産業は、自分たちにとっても必要で、だからこそさまざまな移住労働者や中有開業者、外国人を含む経営者が参加して、システム化されて来たのだろう、客がおとなしいところも本国よりましだ、と割り切っていた。

とはいえ、8 人に共通していたのは、自分たちが外国人であるゆえに日本人の性労働者よりも大きなリスクを背負っており、それが日本社会全体によって彼女たちに押し付けられている、という認識だった。客の理不尽や暴力については、自分が経験したかどうかは別として、上記のように、「弱みに付け込まれて起こる」という認識が共有されていた。つまり、客は、初めから不法状態であること、近年は彼女たちが外界との接触を避けていること、誰にも助けを求められないこと

を知っていて利用する、と言うのである。

いわゆる「回春エステ」と呼ばれる、「マッサージ」業の看板を掲げる店舗では、アウトリーチ担当者は、一応はドアの中に入ることがほとんどだった。しかし、誰もが「ここはセックスはしていないから」、「何も困ったことはない」と言う以上の話はしなかった。本研究で訪問した「回春エステ」すべてについて、風俗営業法上の性風俗特殊営業の届を出しているかいないかはわからなかったが、客以外には、性サービスを提供する特殊営業ではない建前を貫くことは、共通していたかもしれない。あるいは、ホンバンを行わず売春防止法に違反しなければ、違法ではない、と彼女たちは言いたかったのかもしれない。いずれにしても、彼女たちの説明は、移住者が「エステ」で働いても資格外労働にならない、という誤解を、彼女たちあるいは経営者たちが作り出していることを意味していた。

この業態ではしかし、短期滞在資格で入国しとにかく短期間でお金を稼ぎたい人が働いている、そのために雇われることも辞めることも他の業態よりも容易になっている、という説明もあった。それが事実ならば、本人たちに誤解があるうがなかるうが、彼女たちは出入国管理法に違反して資格外労働をし、摘発の危険性と裏腹の立場にいることは間違えない。「回春エステ」はまた、窓もない地下の一室にいくつものベッドが並び、複数の女性たちが、おそらく昼夜を通じてそこに「待機」しているような、労働安全衛生ばかりでなく、より基本的な災害時の安全も確保されているとは思えない条件にあることが多い。そして、仕事が短期間であるためと「セックスはしない」建前のため、「デリヘル」などよりは収入も安いと言う。それでもなお、出入りの自由さが、働いている人たちのリスク感覚を低いものにしていただったことが特徴的だった。

ここで言う「自由さ」とは、摘発を免れやすい自由さであり、不法状態にも犯罪化される立場にも囚われない自由さではなかっただろうか。

2005年の風俗営業法改正以来、性風俗産業全体への取り締まりが厳格化し、とくに移住性労働者への接近困難が増したことは、過去の調査研究でも明らかだった。調査する側にとっての「接近困難」とは、調査される側にとっては、上述のとおり、外界との接触が容易でないことが招く安全性の低下であり、自由な選択をする権利の侵害であり得る。外国人の性労働者たちは、不利な状況にあっても、その状況を自分に有利にするために、さまざまな機会や知恵を駆使しながら働いている。しかし、社会における不可視化が、彼女たちを権利と安全への要求から排除していることには変わりはない。

そういう結果を見ると、2005年の法改正が、世界的な動向に呼応した、日本による「人身取引対策行動計画」の一環であったことに照らして考え直す必要があるだろう。とくに移住者について、人身取引の被害者救済をすはずの対策が、被害者という自覚はなく「働いている」人、摘発や出身国への送還を恐れ、身の危険のあることも訴え出ない人、人身取引被害者として名乗り出ることがない人にとっては、性風俗産業の危険性を高め、人権の救済がされようもない結果を招いてしまった可能性がある、ということ。

(3) (1)、(2)の結果は、本研究における国際会議への参加、とくに英国、韓国、オーストラリアの当事者・支援者団体および専門家との情報交換によって明らかになった、性感染症予防観点からの性労働の非犯罪化の要望とも一致している。そこにはまず、現在各国で行われている人身取引対策とそれに連なる性風俗産業の取り締まり強化と厳罰化は、そのおそらく意図せざる結果として、そもそも社会的排除を受けやすい立場にある性労働者たちをより脆弱な立場に追い込み、性感染症を始めとする安全や人権の侵害に晒すという評価がある。そして、翻って、脆弱な立場にある性労働者こそ、犯罪者としてではなく労働者として処遇されることによって、人権と安全を確保しやすくすべきなのだ、という要望があるのである。

国連機関であるWHO、UNDP、UNFPA、UNAIDSも同様の政策的推奨をしていることも重要である(World Health Organization, 2012, Prevention and Treatment of HIV and other Sexually Transmitted Infections for Sex Workers in Low- and Middle-income Countries: Recommendations for a public health approach, WHO Press 参照)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

* 成果発表に関しては、予定通り、代表者の論文等執筆以外に、国際エイズ会議の報告会、エイズウィークに合わせた性感染症予防に関するイベント、ウェブ雑誌などをつうじ、一般社会に開かれた形で行うことができた。

[雑誌論文](計 1 件)

青山薫、グローバル化とセックスワーク進化するリスク・拡大する運動、社会学評論、査読無、65-2、2014、pp.224-238

[学会発表](計 7 件)

青山薫、「外国人風俗嬢原論」 グローバル化のなかの性風俗産業、セックスワーク・サミット 2014 (招聘) 2014.11.30、大阪研修センター(大阪府大阪市)

青山薫、女性の貧困と性風俗産業、関西

反貧困ネットワーク会議(招聘) 2014 .8.26、
キャンパスプラザ京都 (京都府京都市)

青山薫、グローバル化のなかの性風俗産業 日本の動向・世界の動向、女性のためのステップセミナー (招聘) 2014.7.1、長岡京市女性交流支援センター (京都府長岡京市)

青山薫、国際シーン概観 セックスワークの犯罪化は人身取引を止めるのか?、第11回アジア太平洋地域国際エイズ会議 セックスワーカー会議報告会、2014.2.22、京都市東山活き活き市民活動センター (京都府京都市)

Kaname, Yukiko, Mizushima, Kaorin, Miyagai, Maki and Aoyama, Kaoru, 'Skills for STI Prevention Developed from the Diverse Experiences of Sex Workers', the 11th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific, 21.11.2013, Queen Sirikit National Convention Center, Bangkok, Thailand

Aoyama, Kaoru, 'Women and the Sex Industry in Thailand: the Focus on EMPOWER', The 10th Anniversary of Memorial Symposium for Child Studies, Dosisha Women's College of Liberal Arts (招聘), 19.10.2013, Doshisha Woman's College, Kyotanabe, Kyoto, Japan

Aoyama, Kaoru, 'Sexwork and Participatory Action Research in Japan', SWSA Research Seminar Series 2013(招聘), 28.3.2013, The Jockey Club Tower, Centennial Campus, The University of Hong Kong, Hong Kong

[図書] (計 4 件)

Aoyama, Kaoru, Brill Academic Publications, 'The Construction of "Illegal residence": from the Standpoint of Women in the Sex Industry' in The Intimate and Public in Asian and Global Perspectives (Asato, Wako ed.), 2015, forthcoming

Aoyama, Kaoru, Routledge, 'The Sex Industry in Japan: The Invisible Danger of Public Morals' in The Routledge Handbook of Sexuality Studies, 2015, 281-293 (in 434 pp)

Ochiai, Emiko and Aoyama, Kaoru eds., Brill Academic Publications, Asian Women and Intimate Work, 2014, 318 pp

Aoyama, Kaoru, in Ochiai and Aoyama eds., 'Moving from Modernisation to Globalisation: Migrant Sexworkers in Japan', 2014, 263-288

[その他]

青山薫・要友紀子・荻上チキ、Synodos、「被害者萌え」では救われない セックスワーク論再考、2015.4.28、

<http://synodos.jp/society/13913>

青山薫、NHK 総合テレビ、あさイチ「女性の貧困～追い詰められる母親たち～」に出演、性風俗産業で働く女性についてコメント、2013.12.11 (全 3 時間)

青山薫、丸善出版、「性労働のグローバル化の項」、吉原和男先週代表『人の移動事典 日本とアジア』、2013、pp.144-145 (全 528 頁)

青山薫、ミネルヴァ書房、「セックスワーク」、「親密圏・親密権」の項、木村涼子ほか編『よくわかるジェンダー・スタディーズ:人文社会科学から自然科学まで』、1、2013、計 4

青山薫、あつてはいけないセックスワーク 外国人セックスワーカーと不可視化の危険、女たちの 21 世紀、72、2012、pp.34-39

山手茂・青山薫、小学館、「売春」の項、『日本大百科全書 (ニッポニカ)』オンライン百科事典、1、2012、計 4

青山薫、弘文堂、「人身取引」の項、大澤真幸ほか編『現代社会学事典』、1、2012、計 1

青山薫、神戸大学研究者紹介システム、http://kuid.ofc.kobe-u.ac.jp/InfoSearch/html/researcher/researcher_3EMZYVpWusl-0-1BQ3mbe3w_ja.html?q=%E9%9D%92%E5%B1%B1+%E8%96%AB&backtoResultPath=View_do

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

青山 薫 (AOYAMA, Kaoru)
神戸大学大学院国際文化学研究所・教授
研究者番号 : 7 0 5 3 6 5 8 1

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :

(4) 研究協力者

大久保 香 (OKUBO, Kaori)
要 友紀子 (KANAME, Yukiko)
樫畑 敦子 (HAJIHATA, Atsuko)
濱中 洋平 (HAMANAKA, Yohei)
宮階 真紀 (MIYAGAI, Maki)
宮田 良 (MIYATA, Ryo)
八木 香澄 (YAGI, Kasumi)